

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
北茨城市	水道事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

現行の経営体制・手法を継続することが最も効率的・効果的であると判断している。
 抜本的な改革の取組として挙げられている「民営化・民間譲渡」、「広域化等」、「民間活用(指定管理者制度・包括的民間委託・PPP/PFI方式の活用・地方独立行政法人への移行)」については、その必要性に応じ適宜検討する。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
北茨城市	工業用水道事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

現行の経営体制・手法を継続することが最も効率的・効果的であると判断している。
 抜本的な改革の取組として挙げられている「民営化・民間譲渡」、「広域化等」、「民間活用(指定管理者制度・包括的民間委託・PPP/PFI方式の活用・地方独立行政法人への移行)」については、その必要性に応じ適宜検討する。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
北茨城市	下水道事業	公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
		●		●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等					
実施済	●	(実施類型)	(取組の概要及び効果)		(実施(予定)時期)		
		汚水処理施設の統廃合 処理場廃止あり 処理場廃止なし	市単独で汚泥焼却施設を保有する必要が無いため、同施設の維持管理経費及び更新費用分を大幅に削減することができる。		平成		
実施予定		公共下水・流域下水の統合 公共下水同士の統合 農業排水・公共下水との統合 特環施設と公共下水との統合 その他			17	10	1
		汚泥処理の共同化 維持管理・事務の共同化 最適な汚水処理施設の選択(最適化)			年	月	日
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)				

取組事項		民間活用(包括的民間委託)					
実施済	●	(取組の概要及び効果)	((実施済のみ)性能発注内容)	(実施(予定)時期)			
		複数年契約により経費の削減がなされ、また、安定した放流水質が確保できている。	放流水質の要求水準の確保	平成			
実施予定		(取組の概要)	(検討状況・課題)		17	10	1
					年	月	日
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)				

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
北茨城市	下水道事業	漁業集落排水施設	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

現行の経営体制で安定的に運営が行われており、現体制及び手法を継続する方針である。ただし、将来的には人口減少により収入が減少傾向にあることや、設備の老朽化による更新工事費用の増大といった懸念材料があるため、様々な検討を行う必要があると考えている。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
北茨城市	病院事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組					民間活用	現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	指定管理者制度	包括的民間委託		
					PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行
						●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

本院は自治体病院として、救急医療・へき地医療等の政策医療を担っており、市民に良質で安定した医療サービスを提供する責務があることから、他の経営形態と比較しても、現状の体制が最適であると考えている。

また、平成29年に北茨城市民病院改革プランを策定し、計画期間である令和2年度までの間、同プランの進捗および取組内容等について、外部有識者からなる市民病院改革プラン評価委員会において毎年点検・評価を実施し、段階的な経営改善に取り組んでいるところである。令和3年度以降の新改革プランも策定しており、今後も新型コロナウイルスの感染対策など医療環境が変化する中で、地域の実態に合わせた医療提供の在り方や改革プランの点検評価を踏まえた収益確保策を検討していく。